

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 2 日

支出負担行為担当官

四国地方整備局長 奥田 晃久

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 37

1 工事概要

（１）品目分類番号 41

（２）工事名

令和 8 ー 1 0 年度 佐賀大方道路馬地第 1

トンネル工事

（電子入札及び電子契約対象案件）

（３）工事場所

高知県幡多郡黒潮町佐賀

（４）工事内容

工事延長 $L = 480 \text{ m}$

トンネル延長 $L = 285 \text{ m}$

トンネル（N A T M）工 1 式

N A T M 工法、発破掘削、内空断面積 $A =$

92 m^2 、幅員 $W = 12 \text{ m}$

(5) 工期

令和 1 0 年 1 2 月 2 8 日まで。

(6) 工事の実施形態

1) 本工事は、技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価し落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型）の適用工事である。

2) 本工事は、一次審査の審査評価点の合計が上位 1 0 者（ただし、1 0 者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。）以外の競争参加者による入札は無効とする段階的選抜方式の適用工事である。

3) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受ける契約後 V E 方式の試行工事である。

4) 本工事は、品質確保のための体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評

価方式の試行工事である。

5) 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

6) 本工事は、工事関連データの提供を行う試行工事である。

7) 本工事は、標準歩掛のない歩掛を「見積りに必要な図面等に関する質問書の回答期限」までに競争参加資格のある者に対して電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布を行う。

8) 本工事は、競争参加資格確認申請書（簡易技術資料及び技術提案書①を含む。以下「申請書」という。） 、技術資料等の提出及び入札を原則として電子入札システムで行う対象工事である。

9) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授

受を原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、落札決定後に発注者に紙契約方式選択書を提出し紙方式（契約）に代えるものとする。

10) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

11) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT（土工）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理及び検査並びに工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について、3次元データを活用する ICT 活用工事（発注者指定型）の対象工事である。

12) 本工事は、国土交通省が提唱する i-Construction に基づき、ICT（作業土

工（床掘工））の全面的活用を図るため、
受注者の提案及び協議により、起工測量、
設計図書の照査、施工及び検査並びに工事
完成図や施工管理の記録及び関係書類につ
いて、３次元データを活用するＩＣＴ活用
工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

- 13) 本工事は、国土交通省が提唱する i-
Construction に基づき、ＩＣＴ（法面工、
擁壁工）の全面的活用を図るため、受注者
の提案及び協議により、起工測量、設計図
書の照査、出来形管理及び検査並びに工事
完成図や施工管理の記録及び関係書類につ
いて、３次元データを活用するＩＣＴ活用
工事（施工者希望Ⅱ型）の対象工事である。

- 14) ＩＣＴの全面的な活用を実施した場合は、
ＩＣＴ活用証明書の交付を行う。但し、Ｉ
ＣＴ（導入型）の場合は、ＩＣＴ活用証明
書の交付は行わない。

なお、ＩＣＴの全面的な活用を行い、か
つ当該ＩＣＴ技術の活用によって効率性が

2割以上向上した場合、受注者は「ICT活用証明書」か「効率性向上実績証明書」のどちらか一方を選択し、交付申請を行うものとする。

15) 本工事は、フレキシブルな休日制度試行工事である。

工期内の完全閉所日数が、完全週休2日（土日祝）の日数を超える場合には、「フレキシブルな休日制度（完全閉所）達成証明書」を交付する。

16) 本工事は、作業時間帯の最高気温が30度以上の真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

17) 本工事は、受注者が施工段階において、施工手順の工夫等、生産性向上（省人化等）に資する取り組み（以下「生産性向上チャレンジ」という。）の実施を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行工事である。

18) 本工事は、土木工事標準積算基準書に定

める特別調査（臨時調査）結果に基づく材料単価の提示を行う試行工事である。

19) 本工事は、施工の効率化や I C T 活用等による生産性向上に関する技術提案を必須提案として求め、生産性向上の取組を評価する試行対象工事である。

20) 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技術を選択したうえで活用を図る新技術活用工事である。

21) 本工事は、契約数量の一部分を直接工事費に対する率計上により積算する事により見積価格の算出に係る当初契約時の時間短縮及び簡素化を目指す試行工事である。

22) 本工事は、トンネル覆工コンクリートのひび割れについて長期保証する試行工事である。

23) 本工事は、若手技術者等現場経験の少ない技術者の技術力向上を図るため、主任技術者又は監理技術者を専任で補助する技術者（以下「専任補助者」という。）を配

置することができる試行工事である。

24) 本工事は、建設キャリアアップシステム

義務化モデル工事の試行対象工事である。

25) 本工事は、一次審査で提出する資料（技

術提案書①は除く）を1枚の簡易技術資

料のみとし、一次審査通過者に対してのみ、

簡易技術資料の根拠となる資料の提出を求

める簡易確認型方式の試行工事である。

26) 本工事は、「労務費見積り尊重宣言」

（平成30年9月18日一般社団法人日本

建設業連合会）促進モデル工事の試行対象

工事である。

27) 本工事は、建設業法第26条第3項第2

号の規定の適用を受ける監理技術者（以下

「特例監理技術者」という。）の配置は認

めない。

28) 本工事は、BIM/CIM 適用工事（発注者指

定型（3次元データ貸与なし））である。

29) 本工事は、新技術を活用し、現場におけ

る効率性向上を2割以上達成した場合は、

達成率に応じた効率性向上実績証明書の交付を行う試行工事である。

30) 本工事は、ワーク・ライフ・バランス等推進企業を評価する試行工事である。

31) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加減点を行う工事である。

32) 本工事は、契約変更手続きの透明性を確保するため、契約変更前に必要に応じて第三者による適正性チェックを実施する試行工事である。

33) 本工事は、受注者の協力の下、下請業者への賃金の支払いや適正な労働時間確保に関し、賃金・労働時間・労務費の実態を調査する試行工事（受注者希望方式）である。

34) 本工事は、現場施工時の配慮に関する技術提案テーマに加えて、施工の効率化等による猛暑対策に関する技術提案テーマを設定し、猛暑対策の取組を評価する試行対象

工事である。

35) 本工事は、地域外企業（一般土木 A 等級もしくは一般土木 B 等級）と地域企業（一般土木 C 等級）が、互いに有する技術を伝達・連携することを目的に組み合わせた共同企業体（以下、「技術連携共同企業体」という。）を加点評価する試行工事である。

36) 本工事は、建設現場におけるあらゆる活動をデータにより可視化することで現場の状況を把握（以下、「見える化」という。）するとともに、見える化した情報を基に必要な人員や資機材を見直すこと等により建設現場を最適化する「データ活用による現場マネジメント」（ICT 施工 Stage II）の対象工事である。

2 競争参加資格

次の（１）から（12）までの要件を全て満たす者又は（１）から（12）までの要件を全て満たす者により構成される特定建設工事共同企業

体（「競争参加者の資格に関する公示（特定建設工事共同企業体）」（令和８年１０月２日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和８－１０年度 佐賀大方道路馬地第１トンネル工事」に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）もしくは（１）から（１２）までの要件を全て満たす者により構成される技術連携共同企業体（「競争参加者の資格に関する公示（技術連携共同企業体）」（令和８年１０月２日付け四国地方整備局長）に示すところにより、四国地方整備局長から「令和８－１０年度 佐賀大方道路馬地第１トンネル工事」に係る技術連携共同企業体としての競争参加者の資格（以下「技術連携共同企業体としての資格」という。）の認定を受けている者。）であること。

（１）予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）（以下「予決令」という。）第７０

条及び第 7 1 条の規定に該当しない者であること。

(2) 四国地方整備局における令和 7・8 年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」に認定されている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

技術連携共同企業体にあつては、代表者は四国地方整備局における令和 7・8 年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「A 等級」または「B 等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づ

き再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。)

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員は、四国地方整備局における令和７・８年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の「Ｃ等級」の認定を受けている者であること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、高知県内に本店（建設業法の土木一式工事の許可を有する本店）を有すること。

（３）四国地方整備局における「一般土木工事」

に係る一般競争参加資格の認定の際に、客観

的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1, 200点以上であること。（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に経営事項評価点数が1, 200点以上であること。）。

技術連携共同企業体にあつては、代表者は、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1, 200点以上であること（上記（2）の再認定を受けた者にあつては、当該認定の際に経営事項評価点数が1, 200点以上であること。）。

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員は、四国地方整備局における「一般土木工事」における一般競争参加資格の認定の際に、客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1, 000点以上であること（上記2）の再認定を受けた者に

あつては、当該認定の際に経営事項評価点数
が 1, 0 0 0 点以上であること。)

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て
がなされている者又は民事再生法に基づき再
生手続開始の申立てがなされている者（上記
(2) の再認定を受けた者を除く。）でない
こと。

(5) 平成 2 3 年度以降に元請けとして、以下に
示す工事（以下「同種工事」という。）にお
ける施工実績を有すること（海外インフラプ
ロジェクト技術者認定・表彰制度（以下「海
外認定・表彰制度」という。）により認定さ
れた実績を含む。）。なお、共同企業体の構
成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上
の場合のものに限る。また、乙型共同企業体
の施工実績については、出資比率に関わらず
構成員として施工を行った分担工事の実績に
限る。

ただし、参加希望者が共同企業体（技術連
携共同企業体を除く）である場合にあっては

全ての構成員が、平成 23 年度以降に元請けとして同種工事における施工実績を有していること。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する 1 本のトンネル工事

- ・ NATM 工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が 80 m² 以上であること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、1 件の工事として取り扱うものとする。

参加希望者が技術連携共同企業体である場合にあっては、代表者は平成 23 年度以降に元請けとして以下に示す同種工事における施工実績を有していること。

次の要件を満たす中間部に明かり部を有しない連続する 1 本のトンネル工事

- ・ NATM 工法によるもので、標準部の覆工後の内空断面積が 80m² 以上であること。

なお、分割発注された工事の継続施工（契

約) 工事については、1 件の工事として取り扱うものとする。

技術連携共同企業体の代表者以外の構成員にあつては、平成 23 年度以降に以下に示す同種工事における施工実績を有していること。

(海外認定・表彰制度により認定された実績を含む。)

- ・トンネル工事の施工実績(元請けまたは下請けとしての施工実績)

なお、元請けとしての施工実績が共同企業体の場合、構成員としての実績は、出資比率が 20% 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

なお、すべてにおいて当該実績は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る実績である場合にあつては、工事成績評定通知書

による評定点が 6 5 点未満のものを除く。

(6) 提出する技術提案が適正であること。

(7) 次に掲げる 1) から 5) の基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を当該工事に専任で配置できること。

また、専任期間に本工事の準備期間を含まない事ができる。

準備期間を含まない専任期間としては、令和 9 年 6 月～令和 1 0 年 1 2 月 2 8 日までを予定している。

1) 1 級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

2) 平成 2 3 年度以降に元請けの技術者として、同種工事（上記（ 5 ）に掲げる工事）の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が 2 0 % 以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工経験については、出資比率に関わらず構成員として施工を行った分担

工事の経験に限る。）。なお、分割発注された工事の継続施工（契約）工事については、1 件の工事として取り扱うものとする。ただし、参加希望者が特定建設工事共同企業体又は技術連携共同企業体である場合にあっては、代表構成員の配置予定技術者が、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち 1 社の配置予定技術者が平成 23 年度以降に元請けとして上記工事の経験を有していること。

なお、当該経験は民間・公共発注のいずれでも認めるが、大臣官房官庁営繕部、地方整備局、北海道開発局又は内閣府沖縄総合事務局の発注した工事に係る経験である場合にあっては、工事成績評定通知書による評定点が 65 点未満のものを除く。

また、施工経験として求める上記期間中に、「労働基準法」（昭和 22 年法律第 49 号）第 65 条第 1 項又は第 2 項の規定による産前産後の休業、「育児休業、介護休

業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成３年法律第７６号）第２条第１号に規定する育児休業及び同条第２号に規定する介護休業（以下「出産・育児等による休業」という。）を取得した場合には、施工経験として求める上記期間に当該休業の取得期間を加算することができるものとする。この場合においては、出産・育児等による休業を取得したこと及び取得期間を証明する書面を提出するものとする。

３）配置予定技術者にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を添付すること。その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

４）監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

５）配置予定技術者は、建設業法（昭和２４

年法律第 100 号) 第 7 条第 2 号及び第 1
5 条第 2 号に定められた技術者 (営業所専
任技術者) でないこと。ただし、本工事が
専任を要しないもので、特例措置を全て満
足する場合等はこの限りでない。

6) 二次審査に係る資料の提出時に、上記 1)
から 4) について確認できる書類を添付す
ること。当該書類が添付されない場合は、
入札に参加できないことがある。

(8) 申請書の提出期限の日から開札の時までの
期間に、四国地方整備局長から工事請負契約
に係る指名停止等の措置要領 (昭和 59 年
3 月 29 日付け建設省厚第 91 号) に基づ
く指名停止を受けていないこと。

(9) 上記 1 に示した工事に係る設計業務等の
受託者又は当該受託者と資本若しくは人事
面において関連がある建設業者でないこと。

なお、受託者が設計共同体である場合は、
設計共同体の各構成員又は当該構成員とする。

(10) 入札に参加しようとする者の間に資本関

係又は人的関係がないこと（入札説明書による）。なお、本工事に申請書を提出した者の間に資本関係又は人的関係がある場合には、資本関係又は人的関係がある全ての者の競争参加資格を認めない。

（11）建設業法の土木一式工事の許可を有する者であること。

（12）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 一次審査に関する事項

（1）一次審査に関する基準

2（1）から（12）までの要件を全て満たす申請書を提出した者のうち、下記（2）による評価を実施し、加算点と評価点の合計が上位10者（ただし、10者目の審査評価点と同点の者が複数いる場合は、その全てを含む。以下同じ。）までに含まれる者を選抜す

る。

なお、評価点の評価項目、評価の着目点及び評価点合計の算出方法の詳細は、入札説明書による。

(2) 一次審査の評価に関する基準

本工事の一次審査に関する評価項目は、次のとおりとする。

1) 「トンネルの品質確保」に関する技術提案（技術提案書①）

上記、技術提案書①について評価する。

2) 技術者評価

1. 配置予定技術者の能力（施工経験）

上記、配置予定技術者の能力（施工経験）（1件まで）について評価する。

2. 高度なマネジメントの経験

事業促進 P P P、P M / C M、技術協力業務（E C I）のうち、いずれかの実績の有無について評価する。

3) 企業評価

1. 基本企業評価

上記、企業の施工実績（１件）について評価する。

2. 国土技術開発賞の受賞実績

国土技術開発賞のうち、最優秀賞、優秀賞、特別賞の受賞実績の有無について評価する。

3. 「労務費見積り尊重宣言」に係る取り組み

審査基準日までに参加する企業（個社）が「労務費見積り尊重宣言」を決定・公表し、下請け企業へ見積り依頼に際して労務費（労務賃金）を内訳明示する取組の有無について評価する。

4. 「技術連携共同企業体」による競争参加

技術連携共同企業体により競争参加した者について評価する。

4 総合評価に関する事項（二次審査）

（１）総合評価を行う者の基準（二次審査）

3による一次審査で選抜され、競争参加資

格確認資料（簡易技術資料の内容の根拠資料及び技術提案書②。以下「技術資料」という。）を提出した者のうち、契約担当官等から競争参加資格を満たしたうえで、一次審査時の審査評価点の上位10名目の評価点を下回らず、かつ技術提案が適正であると認められた者について、下記により総合評価を行う。

（２）総合評価の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目は、3（２）１）における技術提案書①の評価に加え、次のとおりとする。

１）技術提案書②の評価

「現場施工時の配慮」に関する技術提案（技術提案書②）

上記、技術提案書②について評価する。

２）ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

ワーク・ライフ・バランス等推進企業について評価する。

３）賃上げ実施に関する評価

賃上げの実施を表明した企業等について評価する。

4) 施工体制評価

a 品質確保の実効性

工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

b 施工体制確保の確実性

工事の品質確保のための施工体制のほか、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、入札説明書等に記載された要求要件を確実に実現できると認められるか評価する。

(3) 総合評価の方法及び落札者の決定方法

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

2) 標準点

1) の要件を満たす入札を行った者に対

して、要求要件を実現できると認められる
技術提案については、100点の標準点を
与える。

3) 加算点及び施工体制評価点

- ・技術提案書①及び技術提案書②の評価項目について、技術提案書①の満点を30点、技術提案書②の満点を30点として、評価基準に従って評価し、その内容に応じた加算点を与える。

- ・4(2)2)については、評価基準を満たしている場合に加算点1点を与える。

- ・4(2)3)については、評価基準を満たしている場合に加算点2点を与える。

- ・4(2)4) a 及び b について、それぞれ総合的に優(15点)、良(5点)、可(0点)として、施工体制評価点を与える。

4) 上記により得られる標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者とな

るべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

5) 評価値・基準評価値について

評価値は、基準評価値を下回らないこと。
なお、基準評価値とは以下のとおりとする。
評価値及び基準評価値の計算において予定価格と入札価格の単位は億円とする。

基準評価値＝100点（標準点）÷予定価格（単位：億円）

6) 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 技術提案に基づく施工

実際の施工に際しては、事前に提出した技術提案に基づき同等以上の施工を行うものとする。

5 入札手続等

(1) 担当部局

〒760-8554 香川県高松市サンプォート3

ー33 四国地方整備局総務部契約課契

約係長電話 087-851-8061（内線 2526）

(2) 入札説明書の交付期間及び方法

令和8年10月2日から令和9年2月15日まで、電子入札システムから入札説明書等ダウンロードシステムにより配布する。

電子入札システムのアドレスは次のとおりである。

<https://e2odw.e-bisc.go.jp/CALS/Accepter/>

(3) 申請書の提出期間、提出先及び提出方法

一次審査に係る申請書は、令和8年10月5日から令和8年11月4日までの午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日及び

祝日を除く。)に原則として電子入札システムにより提出すること。

(4) 一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知

2に掲げる参加希望者に要求される競争参加資格及び3に掲げる一次審査に関する基準に係る確認は、一次審査に係る申請書の提出期限の日をもって行うものとする。

一次審査の結果及び技術提案書①の採否の通知を令和8年11月26日までに通知する。

なお、競争参加資格については、二次審査時に提出される技術資料(技術提案書②を除く)により資格要件を満たすことが確認されることを停止条件として通知する。

(5) 技術資料の提出期間、提出先及び提出方法

一次審査通過者は、技術資料を上記(4)の通知の翌日から令和9年1月5日までの午前9時から午後5時まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)に原則として電子入札システムにより提出すること。

(6) 二次審査の結果及び技術提案書②の採否の
通知

技術提案書②に係る確認は、上記(5)により技術提案書②を提出した者について、4(1)の基準において審査し、4(2)1)に係る技術提案評価を行い、その採否を令和9年1月28日までに通知する。

また、技術提案書②の内容が適正であると認められない者に対しては、入札の無効を令和9年1月28日までに通知する。

ただし、一次審査の審査評価点の合計が上位10者以外の競争参加者及び技術資料(技術提案書②を除く)の確認の結果、競争参加資格を満たすことが確認できない、あるいは審査評価点の合計が一次審査時の審査評価点の上位10者目の評価点を下回ることとなった者による技術提案については評価を行わず採否の通知も行わない。

なお、技術資料(技術提案書②を除く)の確認による競争参加資格の有無にかかる通知

については、技術提案書②の採否の通知とあわせて行う。

技術資料（技術提案書②を除く）の確認の結果、一次審査時の審査評価点の上位10者の評価点を下回ることとなった者については、競争参加を認めず、入札を無効とする。

（7）入札及び開札の日時及び提出先並びに入札

書の提出方法

入札書は、令和9年2月15日午後2時までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、以下の日程で四国地方整備局入札室にて行う。

令和9年2月18日午前10時

（8）入札保証金の納付等に係る書類の提出期

間、提出先及び提出方法

令和8年11月27日から令和9年2月15日午後5時まで（利付国債の提供の場合は令和9年1月28日午後5時まで）〒760-

8554 香川県高松市サンポート3-33 四

国地方整備局総務部契約課契約係 電話

087-851-8061（内線 2526）持参、郵送（書

留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送

（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内
必着。）により提出すること。

6 その他

（１） 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

（２） 入札保証金及び契約保証金

1） 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 四国地方整備局）又は銀行等の保証（取扱官庁 四国地方整備局）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

2） 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行高松支店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 四国地方整備局）又は金融

機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官
庁 四国地方整備局）をもって契約保証金
の納付に代えることができる。また、公共
工事履行保証証券による保証を付し、又は
履行保証保険契約の締結を行った場合は、
契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契
約の保証を付すこと。

（３）本工事において、中間前金払に代わり、既
済部分払を選択した場合には、短い間隔で出
来高に応じた部分払や設計変更協議を実施す
る「出来高部分払方式」を採用する。

（４）入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の
した入札、申請書又は技術資料に虚偽の記
載をした者のした入札、技術提案書②の内
容が適正であると認められない者のした入
札、一次審査において審査評価点の合計が
上位１０者以外（二次審査時の確認におい
て一次審査時の審査評価点の上位１０者目

の評価点を下回ることとなった者を含む)

の競争参加者による入札及び入札に関する
条件に違反した入札は無効とする。

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、受注者は設計図書に定める
工事目的物の機能、性能等を低下させるこ
となく請負代金額を低減することを可能と
する施工方法等に係る設計図書の変更につ
いて、発注者に提案することができる。提
案が適正であると認められた場合には、契
約変更を行うものとする。詳細は特記仕様
書等による（契約締結後に施工方法等の提
案を受け付けるV E方式。）。

(6) 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配
置予定技術者の専任制違反の事実が確認さ
れた場合、契約を結ばないことがある。な
お、種々の状況からやむを得ないものとし
て承認された場合の外は、申請書及び技術
資料等の差し替えは認められない。

(7) 専任の配置予定技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、配置予定技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 手続きにおける交渉の有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 技術提案内容に確認が必要な場合及び簡易技術資料と技術資料（技術提案書②を除く）の評価が一致しない場合は、ヒアリング等を行う場合がある。

(12) 施工体制の確認についてヒアリング等を実施すると共に、ヒアリングに際して追加資料の提出を求める事がある。

(13) 関連情報を入手するための照会窓口
上記5（1）に同じ。

(14) 一般競争参加資格の認定を受けていない者

の参加

上記２（２）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記５（３）及び（５）により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該一般競争参加資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の認定に係る申請は、「競争参加者の資格に関する公示」

（令和８年３月３１日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長公示）別記に掲げる当該者

（当該者が経常建設共同企業体である場合においては、その代表者。）の本店所在地

（日本国内に本店がない場合においては、日本国内の主たる営業所の所在地。以下同じ。）の区分に応じ、別記に定める提出場所において、随時受け付ける。

また、当該者が申請書及び技術資料等を

提出したときに限り、四国地方整備局総務部契約課（〒760-8554 香川県高松市サンポート3-33 電話 087-851-8061）においても当該一般競争参加資格の認定に係る申請を受け付ける。

(15) 本工事の契約締結後、契約者が「受注している」若しくは「過去に受注していた」他の工事（国土交通省・特殊法人等の発注工事）において、データ改ざんや施工不良の隠蔽等、公共事業の社会的信用の失墜に繋がるような事実が確認された場合は、本工事を重点監督対象工事とする場合がある。

(16) 詳細は入札説明書による。

7 Summary

(1) Official in charge of disbursement
of the procuring entity: Okuda Akihisa
Director General of Shikoku Regional
Development Bureau, Ministry of Land,
Infrastructure, Transport and Tourism

(2) Classification of the services to
be procured : 41

(3) Subject matter of the contract:

Construction Work of the Saga-Ogata
Road Umaji the one number Tunnel

(4) Time-limit for the submission of ap-
plication forms and relevant documents
for the qualification by electronic
bidding system : 5 : 00 P.M. 4
November 2026

(5) Time-limit for the submission of te-
nders by electronic bidding system : 2
: 00 P.M. 15 February 2027 (tenders bri-
ng with 2 : 00 P.M. 15 February 2027 or
tenders submitted by mail 2 : 00 P.M. 15
February 2027

(6) Contact point for tender documentat-
ion : Contract Division, Shikoku Region-
al Development Bureau, Ministry of Lan-
d, Infrastructure, Transport and Tourism

3 — 33 Sunport Takamatsu-City, Kagawa-
Prefecture 760 — 8554, TEL 087 — 851 —
8061 ex, 2526